



今回の、**新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、**

事業活動に影響を受けている皆様方へ！

**専門相談員増員
配置します！**

新型コロナウイルス感染症「何でも経営相談」窓口設置

雇用調整助成金・持続化給付金・広島県感染防止協力支援金等や各種融資まで、どんなご相談もお受けいたします。会員の皆様のご相談をお待ちしております。

相談日以外も、経営指導員が対応いたします

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、風の要請に協力いただいた皆様へ

広島県 県内

感染拡大防止協力支援金[※]について

休業や定額給付金等の申請を受け、企業等に協力いただいた中小企業者を支援します。

申請期間 令和2年4月22日から5月6日まで

対象期間 令和2年4月22日から5月6日まで

対象者 休業や定額給付金の申請を受けた企業等に協力いただいた中小企業者

対象業種 飲食・宿泊・小売・サービス業

申請条件 休業や定額給付金の申請を受けた企業等に協力いただいた中小企業者

支給額 休業や定額給付金の申請を受けた企業等に協力いただいた中小企業者

対象者区分(支給条件)・支給額	支給額
中小企業者(雇用者がいる事業者)	
食事業供給施設以外(休業かつ雇用の継続)	30万円 (上限: 100万円)
食事業供給施設(休業かつ雇用の継続)	30万円 (上限: 100万円)
食事業供給施設(休業かつ雇用の継続)	10万円 (上限: 30万円)
中小企業者(雇用者がいない事業者)	
食事業供給施設以外(休業)	20万円
食事業供給施設(休業)	20万円
食事業供給施設(休業かつ雇用の継続)	10万円

※要請・要請への協力事業者として、施設名を県のホームページで届け出た事業者です。
※支給額は、条件等が満たしていない場合は半額となります。返還義務があります。
※問い合わせ先: 広島県庁 経営指導課 (〒731-8501 TEL: 082-312-3311)

この協力支援金は、補正予算が広島県議会にて可決された場合に実施されます。

5月1日より開始します！

相談日：毎週火曜日・金曜日

(注：相談日は、諸事情で変更になる場合がございます)

時間：午前8時30分から午後5時

事前に来所時間の予約も可能です

場所：庄原商工会議所 相談会場 (2F 会議室)